

## 美郷町六郷字安楽寺分譲地建築協定書

### (目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3の規定及びこれに基づく美郷町建築協定条例（令和8年美郷町条例第3号）第2条の規定に基づき、本協定第4条に定める区域における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準を定め、住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

### (名称)

第3条 この協定は、美郷町六郷字安楽寺分譲地建築協定（以下「協定」という。）という。

### (協定の区域)

第4条 協定の対象とする区域（以下「協定区域」という。）は、別図に表示する区域とする。

### (建築物等の制限)

第5条 協定区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 敷地の分割はしないものとする。
- (2) 敷地の地盤面の高さは、変更しないものとする。ただし、車庫等の築造又は車いすのためのスロープ築造のため、並びに防災上、景観上等に考慮した上での最低限の切土若しくは盛土による変更は、この限りではない。
- (3) 建築物に積もった雪を、隣地境界線等を超えて落雪させないため、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、道路境界線及び隣地境界線より1.0m以上後退しなければならない。ただし、落雪のおそれのない自動車車庫又は物置等の付属建築物はこの限りでない。
- (4) 建築物の用途は、一戸建ての専用住宅又は併用住宅とする。ただし、併用住宅は、建築基準法施行令第130条の3に定める住宅に限るものとする。
- (5) 建築物の階数は、地上3階以下とし、また、最高の高さは、各区画の地盤面より10m以下とする。
- (6) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の6以下とする。
- (7) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の10以下とする。
- (8) 外壁の色は、原色や華美な色を避け、白、グレー、茶、ベージュ等を基調とし、建物の美観を確保し、周囲と調和した色を使用することとし、マンセル値でおおむね彩度6以下とする。
- (9) 屋根の色は、こげ茶、黒、グレー、シルバー等の色を使用することとし、マンセル値で色相が0Rから10Yまで、かつ、彩度が4以下であるもの、又は無彩色であるものとする。
- (10) 敷地内に設ける看板は、縦又は横の長さ2メートル以内、面積1平方メートル以内（小数点以下第2位切り捨て）とし、その取付位置は建物の高さを超えないものとする。なお、字光式看板（ネオンサイン）は、第7条に定める運営委員会の承諾が得られる場合を除き、設けてはならない。

(有効期間)

第6条 協定の有効期間は、秋田県知事の認可のあった日から10年間とする。

- 2 前項の有効期間は、期間満了前6ヶ月までに、土地所有者の過半数から、文書にて廃止の申出がないときは、期間満了の翌日から10年間更新される。また、再更新も同様の手続きとする。

(運営委員会)

第7条 協定を運営するため、美郷町六郷字安楽寺分譲地建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、美郷町長が指名した者と土地所有者をもって組織する。
- 3 委員会の事務局は美郷町商工観光交流課に置く。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(役員)

第8条 協定の運営のため、次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 1名  
委 員 若干名

- 2 会長は委員の互選とし、委員会を代表し協定運営のための事務を総括する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が委嘱する。
- 4 副会長は、会長に事故があるときこれを代理する。

(違反者の措置)

第9条 第5条の規定に違反した者があった場合、会長は運営委員会の決定に基づき、違反者に対して工事施工停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間を決めて、当該行為を是正するための必要な措置を執ることを請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合において、違反者はこれに従わなければならない。

(裁判所への出訴)

第10条 前条第1項に規定する請求があった場合においては、違反者がその請求に従わないときは、会長はその強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれを為させることを裁判所に請求するものとする。

- 2 前項の出訴手続き等に要する費用は、違反者の負担とする。

(協定の変更並びに廃止)

第11条 協定の内容を変更するときは、土地所有者の全員の合意によらなければならない。

- 2 協定を廃止するときは、土地所有者の過半数の合意によらなければならない。

(補足)

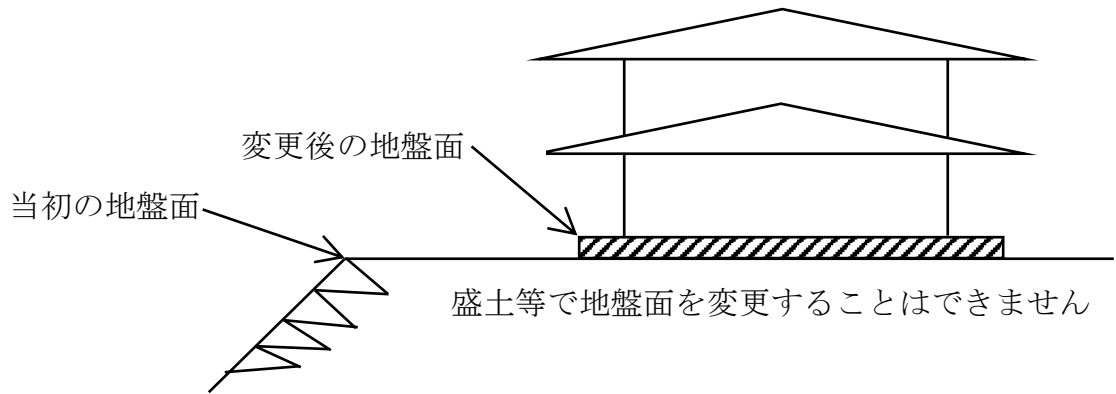
第12条 協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事及び委員に関して必要な事項は別に定める。

附 則

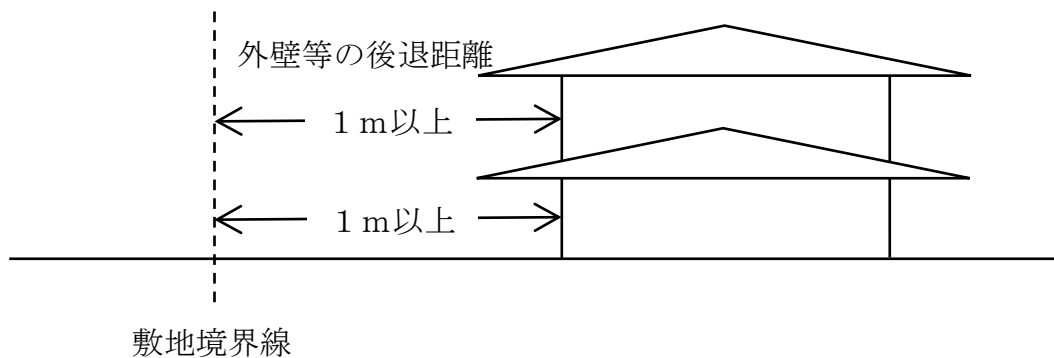
この協定書は、これを4部作成し、3部を秋田県知事に提出し、1部を会長が保管し、その写しを土地所有者全員に配布する。

建築協定を締結しようとする建築物に関する基準を示す図面

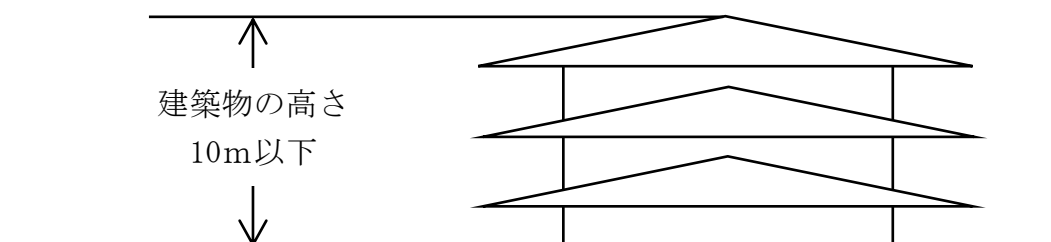
第5条(2) 敷地の地盤面の高さは、変更しないものとする。ただし、車庫等の築造又は車いすのためのスロープ築造のため、並びに防災上、景観上等に考慮した上での最低限の切土若しくは盛土による変更は、この限りではない。



第5条(3) 建築物に積もった雪を、隣地境界線等を超えて落雪させないため、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、道路境界線及び隣地境界線より1.0m以上後退しなければならない。ただし、落雪のおそれのない自動車車庫又は物置等の付属建築物はこの限りでない。



第5条(5) 建築物の階数は、地上3階以下とし、また、最高の高さは、各区画の地盤面より10m以下とする。



協定区域図 (遠景)



協定区域図（近景）

